

学校法人新潟科学技術学園情報公開規程

制 定 平成25年4月1日
最新改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新潟科学技術学園（以下「学園」という。）が保有する情報の公開及び開示に関し必要な事項を定め、当該情報を積極的に公開することにより、学園の事業に関し社会に対する説明責任を果たすとともに、公正で透明性の高い運営を推進し、もって教育研究の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 学園が保有する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。
- (2) 公開 公開の対象とする者が容易に情報を閲覧できるように公表することをいう。
- (3) 開示 この規程に定める開示請求手続きに基づき、情報を示すことをいう。
- (4) 大学等 学園の設置するすべての学校をいう。
- (5) 学生等 大学等の学生、生徒であって、現在在籍する者をいう。
- (6) 保護者 学生等の親権者又は保証人若しくは学納金の請求先として大学等に届けられている者をいう。
- (7) 教職員等 学園の役員、評議員及び学園と雇用関係にある者をいう。
- (8) 利害関係人 学生等、保護者、教職員等、学園に対する寄附者、債権者及び抵当権者をいう。
- (9) 部局 大学等の各教育研究組織、事務部（課）等の組織をいう。
- (10) 大学 新潟薬科大学及び新潟工業短期大学をいう。

(適用の除外)

第3条 教職員等が業務遂行上、学園の保有する情報を利用する必要がある場合は、当該情報を管理する部局の責任者の許可を得て当該情報を利用できるものとし、この規程を適用しない。

(社会一般への情報公開)

第4条 学園は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報を学園又は大学等のホームページ等を通じて広く社会に公開する。

- (1) 学園及び大学等の基本的情報
 - ア 建学の精神、理念
 - イ 学園の沿革
 - ウ 設置する学校、学部、学科等（組織構成、入学定員、収容定員、入学者数及び在籍者数を含む。）
 - エ 役員（理事及び監事）及び評議員の定数、人数及び氏名
 - オ 教職員の人数
 - カ 主な施設・設備の整備状況
- (2) 財務及び経営に関する情報
 - ア 事業計画書
 - イ 事業報告書
 - ウ 財産目録
 - エ 貸借対照表
 - オ 収支計算書（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書）
- (3) 監査に関する情報
 - ア 私立学校法（昭和24年法律第240号）第37条第3項第3号に基づく監事の監査報告書

イ 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項に基づく公認会計士又は監査法人による監査報告書

(4) 教育研究活動に関する情報

ア 大学等の学則

イ 大学の教育研究上の目的に関する情報

ウ 大学の教育研究上の基本組織に関する情報

エ 大学の教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報

オ 大学の入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報

カ 大学の授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報

キ 大学の学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報

ク 大学の校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報

ケ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報

コ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報

サ 大学の教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

(5) 評価に関する情報

ア 大学の自己点検評価報告書

イ 認証評価の結果及びその対応についての報告書

(6) 情報公開に関する情報

ア この規程、この規程に関する手続及び様式

イ 個人情報保護に関する基本方針及び規程

(7) その他の情報

ア 法令により公表しなければならない情報

イ 前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められる情報

2 前項により公開する情報のうち、第2号及び第3号の情報は当該年度を含めて過去3か年の情報を、それ以外のものは最新の情報を公開する。

(利害関係人への情報公開)

第5条 学園は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報を学園又は大学等のホームページ等を通じて公開する。

(1) 学生等

ア 教務に関する規程

イ 賞罰に関する規程

ウ 課外活動や施設利用に関する規程

(2) 教職員等

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する事項を定めた服務規程及び関係規程

2 前項により公開する情報は、最新の情報とする。

(情報開示の対象及び開示情報)

第6条 学園は、利害関係人のうち、次の各号に掲げる者からの請求により、当該各号に定める情報を開示することができる。

(1) 学生等、保護者、教職員等、債権者及び抵当権者

ア 収支計算書（資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表）

イ 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表

ウ 理事会及び評議員会の議事録本文のうち、当該利害関係人に関する部分

(2) 学生等、保護者及び教職員等

ア 大学の教育研究評議会、教授会、大学院研究科委員会及び新潟薬科大学附属医療技術専門学校の教員会の議事録本文のうち、当該利害関係人に関する部分

イ 学生等の身分に関する決裁文書の本文のうち、当該学生等に関する部分

(3) 学園に対する寄附者

ア 租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ロに定める各書類

2 学園は、前項に規定する情報以外であっても、理事長が開示することを承認したときは、当該情報を開示することができる。

(開示請求手続)

第7条 開示を請求するときは、所定の様式により必要事項を記入し、所定の手数料と本人確認のできる書類を添えて、担当部局に提出しなければならない。

(受付)

第8条 開示請求等に関する受付は、当該情報の内容に応じ次の各号に定める部局において行う。

(1) 学校法人に関するものについては、法人本部事務局財務部

(2) 大学等に関するものについては、各事務部及び事務室

2 開示請求の受付は、前項の部局の窓口時間内で行う。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、学園が定める休日及び学園又は各学校が受付を行わないと決めた日には行わない。

(不開示情報)

第9条 開示請求に係る情報に次の各号のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(2) 学園以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報

(3) 学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、学園以外の他の機関（国の機関、独立行政法人、地方公共団体等の公の機関を含む。）又は団体との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの。

(4) 学園の事務又は事業に関する情報であって、事業の性質上、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

2 前項の規定は、第4条及び第5条に定める情報公開に準用する。

(開示等の決定)

第10条 開示請求があったときは、法人本部事務局長（以下「開示等決定者」という。）が、情報の全部若しくは一部開示又は不開示（以下「開示等」という。）を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号の情報については、当該部局長の意見を聴き、開示等の決定を行う。

(開示等の通知)

第11条 開示等決定者は、第8条により受付をした日から学園が定める休日を除く30日以内に開示等の決定をし、開示請求者に文書をもって開示及び不開示の決定、開示窓口、開示を実施する日時等を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、開示等決定者は、開示等の決定を学園が定める休日を除く30日以内の期間で更に延長することができる。この場合において、開示等決定者は、文書をもって開示請求者に延長期間及び延長理由を通知する。

3 開示請求に係る情報が大量である場合には、開示等決定者は、複数回に分けて開示等の決定を行うことができる。この場合において、開示等決定者は、第1項の期間内に文書をもって開示請求者にその旨を通知する。

4 開示請求に係る情報が存在しない場合には、開示等決定者は、第1項又は第2項の期間内に開示請求者に対して文書をもってその旨を通知する。

(部分開示)

第12条 開示等決定者は、開示の決定をした情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。この場合において、開示等決定者は、文書をもって開示請求者に不開示部分及び理由を通知する。

(情報の存否)

第13条 第11条第4項の規定にかかわらず、開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示とすべき情報を開示することとなるときには、開示等決定者は、当該情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出機会の付与)

第14条 開示等決定者は、開示請求にかかわる情報に開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において第9条ただし書きに該当するときには、開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求にかかわる情報の表示並びに意見書の提出先及び提出期限を文書により通知して、意見書を提出する機会を与える。ただし、当該情報に係る第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない。

2 開示等決定者は、前項により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見を提出した場合において、開示を決定するときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日時を文書により通知する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

(開示方法)

第15条 開示は、学園の指定する窓口において閲覧により行う。ただし、開示等決定者が必要と認めたときは、文書、図面又は写真の写しの交付（郵送等による交付を含む。）により、これを行うことができる。

2 開示を受ける者は、窓口における閲覧を行うときには、本人確認書類及び第11条第1項又は第12条の通知文書を提示しなければならない。

3 開示を実施する日時は、学園が定める休日以外の窓口時間内とする。ただし、休憩時間及び閲覧窓口のあるキャンパスで行われる入学試験期間中の開示は行わない。

4 前項の規定にかかわらず、学園は、正当な理由があるときには、開示を実施する日時を変更することができる。

(開示時の立会い)

第16条 学園は、開示を受ける者の閲覧に際し、必要に応じて教職員等を立ち合わせることができる。

(開示を受ける者の禁止行為)

第17条 開示を受ける者は、次の行為をしてはならない。

(1) 資料を汚損若しくは損傷させること、又は汚損若しくは損傷を生じさせるおそれのある行為をすること。

(2) 資料を指定された閲覧場所以外に持ち出すこと。

(3) 第15条第1項により開示等決定者が文書、図面又は写真の写しを交付したときを除いて、資料を複写又は撮影すること。

(開示決定の取消)

第18条 学園は、開示を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときには、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となるすべての情報に対してその者からの開示請求には一切応じないものとする。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 学園担当者の指示に従わないとき。

(3) 他人（法人や機関を含む。）に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(異議申立て)

第19条 開示等の決定又は開示請求に係る不作為について不服がある当該開示請求者及び第三者は、決定日の翌日から起算して30日以内に、学園に対し、所定の様式により異議の申立てを行うことができる。

2 開示請求者及び第三者は、開示等の決定日の翌日から起算して30日を経過した場合には、異議申立ての権利を失う。

3 学園は、異議申立てがあったときは、審査の上、異議申立てを受け取った日から学園が定める休日を除く30日以内にその結果を文書により回答する。

(情報開示審査会)

第20条 前条第3項の審査は、情報開示審査会(以下「審査会」という。)を設けて行うものとし、審査会は、次の委員で構成する。

(1) 理事長

(2) 法人本部事務局長

(3) 教職員等(雇用期間の定めのない者に限る。) 若干名

(4) 外部有識者(理事長が必要と認めるときに限る。) 若干名

2 前項第3号及び第4号の委員は、理事長が案件ごとに指名する。

3 審査会の委員長は、理事長をもって充てる。

(手数料)

第21条 開示請求者は、開示請求に係る事務手数料として300円を納めなければならない。

2 開示を受ける者は、開示の実施にかかわる実費相当額(郵送料、その他の実費)を納めなければならない。

(事務)

第22条 この規程及び審査会に関する事務は、財務部企画総務課において行う。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、情報の公開について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 学校法人新潟科学技術学園書類閲覧規則(平成17年6月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。